

令和 8 年度採用

勝浦市地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務）募集要項

～ 空き家活用プロジェクト ～

1. 募集の目的

これまで行われた令和 5 年住宅・土地統計調査によると、市内住宅総数 13,790 戸に対し、約 5,700 戸が空き家状態（賃貸用及び二次的住宅含む）であり（空き家率は 41%）、重要な課題となっております。

市では、この課題に対し、空き家バンク制度の運営や補助制度を用いた対策等を行っているところです。また、近年の移住相談会等において、「住まい探しの相談」や移住前に実際に生活体験をしてもらう「お試し移住」のニーズが多いことから、空き家の掘り起こしと併せて移住体験も必要としております。

そこで、今回募集する隊員には、空き家を貴重な地域資源として、移住者の増加や地域の活性化を目指し、様々な活動に取り組んでいただきます。

2. 募集人数

委託型地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務【空き家活用推進型】） 1 名

3. 主な活動内容

以下の活動を中心に、市と協議の上で実施します。

(1) 空き家調査や掘り起こし活動

- ・ 市内の空き家の現状を調査（現地確認、関係者とのヒアリング等）の実施及びデータベースの作成
- ・ 空き家相談窓口の開設（物件所有者及び購入者、又は賃貸者の相談対応）
- ・ 空き家バンクの管理運営等

(2) 空き家を活用した移住促進等の活動

- ・ 空き家の活用・流通モデルケースの構築
- ・ 空き家活用をテーマとしたワークショップ等の実施
- ・ 空き家を活用した移住・二地域居住施策の企画・立案
- ・ 移住・定住推進等につなげる総合的な活動（市内外イベント等への参加も含む）

活動にあたっては、市職員や現役地域おこし協力隊員、協定宅建業者等との相互協力

のもと活動していただきます。また、採用後に活動計画を作成し提出いただきます。

4. 求める人物像

- ・自ら考え、提案し、動ける方
- ・地域おこし協力隊員としての活動を楽しんでくれる方
- ・地域住民等と良好な関係(コミュニケーション等)を築ける方
- ・目標に向かって常にポジティブな方
- ・新しい視線でアイデアを生み出せる方
- ・地域の空き家を「もったいない」と感じる方

5. 活動拠点・地域

- (1) 活動拠点は、市役所企画課内を想定しております。採用決定後、市と協議の上最終決定します。
- (2) 活動地域は、原則として勝浦市内となります。

6. 募集対象

以下のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 任用の日において年齢が 22 歳以上の方
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア 応募時に 3 大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方
 - イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊員として、2 年以上同一地域で活動した経験があり、その解嘱から 1 年以内の方
 - ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として、2 年以上活動した経験があり、活動終了から 1 年以内の方
 - エ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- (3) 採用される前に既に勝浦市に定住・定着（既に住民票の異動が行われている方等）をしていない方で、隊員として採用された場合に勝浦市内に居住し住民票を異動することができる方（家族での居住も可能）
- (4) 本事業終了後も引き続き本市に定住する意志のある方
- (5) 普通自動車運転免許を有している方
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方、インターネット、SNS(Instagram 等)の運用ができる方

- (7) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に職務ができる方。

7. 任用形態

- (1) 勝浦市地域おこし協力隊として市長が委嘱します。
※市との雇用関係はありません。市は「勝浦市地域おこし協力隊活動業務」を委嘱した隊員と業務委託契約を締結します。
※業務に支障がない範囲において、就業等ができるものとします。ただし、事前に市へ申出をしていただき、市が業務に支障がないと認めた場合に限りです。
- (2) 初年度の委嘱期間は、委嘱日から令和9年3月31日までとします。なお、活動成果に基づく能力の実証により、次年度以降は年度毎に委嘱することができ、最長3年まで期間を延長します。
- (3) 委嘱日については、令和8年7月1日(水)を予定しています。ただし、最終決定は、採用決定後に市と協議によるものとします。

8. 活動時間・日数

- (1) 活動時間は、原則として1日7時間とします。
- (2) 活動日数は、原則として月20日とします。

9. 業務委託料

勝浦市は隊員と業務委託契約を締結し、その活動の対価として委託料を支払います。

委託料は、月額 291,000 円とします。(1月間の活動日数が 20 日に満たない場合は、1日当たり 14,550 円の日割り計算により支給するものとします。)また、市との雇用契約は存在しないため、所得税・住民税・国民健康保険税などの税金、介護保険料・年金保険料などについては、隊員が納めることとなります。

10. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において効果的かつ円滑に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援します。

- (1) 隊員が行う活動に関する支援
- (2) 隊員が地域で生活するための住居の確保等の支援
- (3) 隊員が地域に定着するための支援

- (4) 隊員が行う活動の取組状況等に関する情報発信

11. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担します。なお、負担の可否は市及び支援団体と協議のうえ決定します。

- (1) 隊員の活動に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する事務的消耗品等の経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の燃料費
- (4) 隊員が「地域おこし協力隊に係る研修プログラム」等へ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の活動で生じた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（敷金・礼金、住居における光熱水費、通信費は隊員が負担）

ア 賃貸物件の場合、隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担します。ただし、共益費等は対象となりません。

イ 物件を購入した場合、住環境の整備を目的とした改修工事に要する費用に対して、予算の範囲内において支援します。詳細については「隊員の定住環境整備に要する経費についてのガイドライン」に定めます。

12. 応募手続き

- (1) 受付期間

令和8年4月13日（月）～令和8年6月5日（金）

提出書類は締切日必着となります。

- (2) 提出書類

・別紙「勝浦市地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務）応募用紙」

・活動目標レポート

※ 上記「3. 主な活動内容」に記載のある(1)及び(2)の活動を実施するに当たり、現時点で考える具体的な取り組み等について、それぞれご記入ください。

・履歴書（様式自由）

・住民票の写し（募集対象居住要件を確認するため、申請日前1カ月以内のものでマイナンバー記載無し）

- ・運転免許証の写し
- ・他の地域で地域おこし協力隊として活動経験がある方は、活動時期が確認できる書類の写し

上記の書類を勝浦市役所_企画課_移住・定住支援係(勝浦市新官 1343 番地の 1)に郵送又はご持参ください。なお、提出いただいた書類は返却しません。

(3) 書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、原則、勝浦市ホームページからダウンロードをお願いしますが、勝浦市役所 4 階企画課_移住・定住支援係での入手も可能です。なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担となります。

13. 選考方法

(1) 一次選考

書類選考の上、選考結果を応募者に文書又はメールで通知します。

(2) 二次選考

一次選考合格者を対象に面接(現地又はオンライン)を行います。詳細については、一次選考結果を通知する際にお知らせします。なお、現地面接に要する交通費等は自己負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考結果は、文書で通知します。

14. その他

- (1) 選考結果等についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- (2) 住民票の異動は、必ず最終決定日以降に行ってください。

－ 応募・問い合わせ先 －

勝浦市役所 企画課 移住・定住支援係

〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343 番地の 1

TEL : 0470-62-5095 (直通)

E メール : izyuu-k@city-katsuura.jp